

強化委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラバレーボール協会（以下「本協会」という。）の強化指定選手及びユース等育成指定選手の選考及び競技力強化を目的として設置する強化委員会（以下「委員会」という。）の運営に関することを定める。

(審議・所管事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、理事会の承認を得た上で、これを実施する。

- (1) 強化指定選手及びユース等育成指定選手の選考に関する事
- (2) 選手強化事業の企画、運営に関する事
- (3) 選手強化事業に係る情報の収集に関する事
- (4) 本協会の強化指定選手及びユース等育成指定選手の強化に関する事
- (5) 競技の啓発と普及発展に関する事

(委員)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって構成し、そのうち1名を委員長とする。

- 2 委員長には、代表理事が就任する。
- 3 委員は、本協会理事の中から代表理事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、本協会理事の任期と同じく満了する。

- 2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。
- 3 委員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
- 4 委員は、本協会理事としての資格を辞任又は任期満了等により喪失したときは、委員としての資格を喪失するものとする。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員総数の過半数が出席しなければその議事を開き議決することが出来ない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表明した者は出席者とみなす。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(その他)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

- 2 この規程の改廃は、理事会の議決による。